

熊取町制限付一般競争入札要綱

(平成 20 年 3 月 31 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札について、入札に参加する者に必要な資格を定めた制限付一般競争入札制度(以下「本制度」という。)を実施するにあたり、契約規則(平成 14 年規則第 12 号。以下「規則」という。)その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 本制度の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる建設工事とする。

- (1) 設計金額が 2 億円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が 3 億円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が 2 億円以上の水道工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める工事

(入札参加資格)

第 3 条 本制度による入札に参加する者に必要な資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 熊取町入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) その他町長が工事ごとに次の事項につき、熊取町建設工事等業者選定委員会要綱に基づく熊取町建設工事等業者選定委員会(以下「委員会」という。)に諮って定めた基準に適合していること。
 - ア. 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査結果の総合数値
 - イ. 対象工事に配置予定の主任技術者(監理技術者)、現場代理人等の状況
 - ウ. 対象工事と類似する工事の完成工事実績
 - エ. 営業所所在地
 - オ. 技術的適性
 - カ. その他対象工事について必要な事項

(公告)

第 4 条 本制度による入札を行うときは、規則第 4 条の規定により公告を行うものとする。

2 前項の公告は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 役場前の掲示場に掲示
- (2) 役場住民情報コーナー
- (3) 町のホームページへの掲載

3 公告期間は、公告の日から入札執行日までとする。

(入札参加の申出等の手続及び入札書等の提出方法)

第5条 入札に参加しようとする者は、町長に申出期限までに入札参加の申出をしなければならない。

- 2 前項の申出において、公告で入札参加資格に関する資料の提出を求めたときは、入札書及び別に定める各様式の資料を添付して申し出なければならない。
- 3 入札書等の提出方法は、熊取町建設工事等における郵便入札実施要領に定める郵送方法に準じるものとする。

(設計図書等の閲覧)

第6条 本制度による入札案件の設計図書等の閲覧は、原則として図書の送付により行うものとする。

- 2 前項によることが不可能である場合は、他の方法によることができる。
- 3 閲覧の期間は、公告に定める期間とする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第7条 設計図書等を送付された者が、設計図書等の内容に質問がある場合は、町指定の質疑書により、FAX等で送信するものとする。

- 2 前項の質問の受付期間は、第4条第3項に定める期間のうち、原則として3日以内(土日祝日を含まない。)の期間を設定するものとする。
- 3 前2項による質問に対する回答は、受付期間終了後、原則として4日以内(土日祝日を含まない。)に、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 設計図書等を送付された者全てに対するFAX等による送信
 - (2) 町のホームページにおける公表

(入札書の失格及び審査)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 虚偽の資料を提出した者
- (2) 入札公告において示した入札条件に違反して入札に参加した者
- (3) 予定価格を超える価格の入札書を提出した者
- (4) 最低制限価格を設定している場合において、その価格未満の金額の入札書を提出した者

(入札書等の受領及び管理等)

第9条 入札契約担当課は、原則として開札日に、熊取郵便局留の入札関係書類を同郵便局窓口で受領するものとする。

- 2 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 3 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(開札)

第10条 開札は、入札の公告に示す日時及び場所にて行うものとする。

- 2 開札には、入札者又はその代理人(以下「当該入札者等」という。)が立ち会うことができる。
- 3 入札執行回数は、1回とする。

- 4 入札契約担当課は、同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は直ちに、当該入札者等にくじを引かせ、順位を決定するものとする。ただし、当該入札者等が開札に立ち会っていないときには、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。
- 5 入札契約担当課は、開札後、落札候補者である入札者名とその入札金額を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行う旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(落札候補者決定のための入札参加資格要件審査)

- 第11条 入札契約担当課は、開札終了後速やかに、最低価格入札者が第3条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行い、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者から順次確認し、落札候補者を決定できるまで行うものとする。
- 2 落札候補者は、前項の審査に必要な入札資格に関する資料の提出を求められた場合には、当該資料を至急提出しなければならない。
 - 3 第1項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において無効又は失格となった場合には、同項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。

(委員会の審査による落札者の決定)

- 第12条 入札契約担当課は、落札候補者を決定した後、委員会に諮り当該落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしているか審査し、落札候補者を落札者として決定する。

(落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定)

- 第13条 入札契約担当課は、落札者が決定後、当該落札者に契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
- 2 最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して別に定める入札参加資格要件不適合通知書により通知するものとする。
 - 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとみなす。

(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

- 第14条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日(休日を含まない)以内に、理由の説明を求めることができる。
- 2 前項の規定により説明を求められたときは、10日(休日を含まない)以内に回答するものとする。

(入札結果等の公表)

- 第15条 対象工事の入札結果については、落札者決定後に速やかに公表するものとする。
- 2 前項の公表までの間、入札の結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(入札の延期、中止)

- 第16条 町長は、本制度において、事故等が発生したとき又は不正な行為等により公正な入札の執行に支障があると認めるときは、入札を延期し又は取り止めることができるも

のとする。

(費用の負担)

第 17 条 設計図書、入札書等の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。

(補足)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。